

「平成29年度第4回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 平成29年10月12日（木） 10:00～11:00

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市経済観光局産業部商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

「ドラッグコスモス八反田店」の新設届出に対する本市の意見案について

「大型店に求める具体的な地域貢献」について

「マルショク健軍店」「ゆめマート龍田」現地確認について

「マルショク健軍店」について法制課確認結果

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

(ア)「ドラッグコスモス八反田店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。

(1) 本件届出に伴う交通流の変化により、交通渋滞や交通事故等、周辺地域の生活道路等への影響その他の交通障害等が生じるおそれが認められる場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

(3) 樹木の植栽を含む緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動の検討に努めていくこと。

(4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店

に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

[質 疑]

- 具体的な地域貢献策について印が付けてあるのと付いていないのがあるが、どのような観点から区別しているのか（熊本県警察本部交通規制課）

→印を付けているのは、今後の現地調査において重点的に確認していく項目として印を付けている。（事務局）

- 地域貢献策については全て求めていくが、現地調査の際に印を付けている4項目については特に見ていき、その後協議会で報告するということによろしいか。（会長）

→そのとおり。（事務局）

- 具体的にどのように運用していくのか現時点での考えを聞かせてほしい。（荒井委員：熊本学園大学教授）

→一つ一つの項目をチェックしていくのは難しいので、まずは設置者と地元住民の方でどういった項目について取り組んでいくか協議して頂き、そこで出た意見・項目について事務局の方で進捗の確認をしていきたい。（事務局）

- 設置者と地元住民とで協議を行うとなると、例えば運営協議会等を創らなければ難しいのでは。やはり、どのような仕組みで運用していくかをもう少し考えてほしい（荒井委員：熊本学園大学教授）

→現状としてそのような仕組みは無いため、設置者の方に作っていくよう促していきたいと考えている。（事務局）

- 大店立地法審議会で決まった事項を設置者へ伝え、法的拘束力が無いまでも、少しは気にかけてもらい、成果が出てくれば良いというきっかけづくりとしては、選定した4項目が適していると考えたという趣旨でよろしいか。（会長）

→そのとおり。地域住民と直接関わりが大きいものとして選定した。（事務局）

- 平成24年にガイドラインが作成してあるかと思うが、実際に地域貢献策を実施している事例があるのでないか。事例があれば、今後新設される大型店に対して示しやすいのでは。（磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授）

→現地確認は今年度から実施しているため、過去の具体的事例を調べるにはこれから1件ずつ調査していく必要がある。（事務局）

- 平成24年度以降に審査対象案件に対して、アンケート用紙等を配布して調査することは

可能ではないか。(会長)

→その方法であれば可能である。(事務局)

- 緑地面積についてはクリアしている案件が増えてきているが、芝を張る事例が殆どで樹木の植栽が少ないため、できれば樹木を植栽するよう促してほしい。(磯田委員：熊本高等専門学校嘱託教授)

→樹木の植栽についてはお願いをしているところではある。今回のコスモス八反田店については、店舗の裏側に樹木を植栽する計画があるとは聞いているところである。(事務局)

[総括]

本件について、市の意見はなし。

留意事項として意見案に記載の内容を設置者へ通知する。

(イ)「ドラッグストアモリ京町店」「ドラッグコスモス大江店」現地確認に対する意見及びマルシヨク健軍の駐車場について

[事務局説明]

- 平成29年7月19日に開催した第2回大規模小売店舗立地協議会にて審議した「マルシヨク健軍」「ゆめマート龍田」の2件について、開店後の現地調査確認を実施。
- 「マルシヨク健軍」については、緑化対応が充分とは言えないため、引き続き緑化に努めるように促し、一定期間後に再度現地調査確認を行う。
- 「ゆめマート龍田」については、緑化活動に努めていることが確認でき、他の留意事項についても特に問題が無かったため、今回の調査にて終了とする。
- 「マルシヨク健軍」について法制課へ法的に違法性が無いか確認。法制課の見解としては以下のとおり。

①予定していた緑地が無くなったことについて

→あくまで緑地については努力目標のため、緑地面積が減少したとしても法的拘束力は持たない。

②駐車場のレイアウトを変更し、一部月極としたことについて

→大店法上、特に届出は不要な変更内容のため、許容された範囲として解釈できる。

また、「土地の有効利用」に対して市で制限することは出来ない。

③変更の事実を協議会開催までに知らせなかったことについて

→明確な悪意を持って変更の事実を隠していたことを立証できれば違法性があると言えるが、これまでの判例と比較しても、今回のケースを立証することは難しい。

[質疑]

【現地確認について】

- 大型店の立地に関するガイドラインについて 5,000 m²以下と以上の違いについて教

えてほしい。(熊本県警察本部交通規制課)

→5,000 m²以下でも以上でも大型店に対して求める事項については同じ。ただし、5,000 m²を超える場合には市へ計画書を提出しなければならない点異なる。その計画書の内容に沿って対応が実施されているかチェックしていく必要がある点が大きく異なる。(事務局)

【マルシヨク健軍の駐車場について】

●地域の中で商業活動をされており、地域貢献にも寄与されている中で法的に争う形までする必要はないかと考えられる。しかしながら、今後同様の事例が発生しないようにマルシヨクに対し、協力依頼を継続していくという方法でよろしいか。(会長)

→委員全員了承。

(ウ) その他

●緑地について、街並みづくり・景観づくりという観点から樹木の植栽等を設置者に対してもう少し促すようにしてほしい。(荒井委員：熊本学園大学教授/内野教授：熊本大学教授)

→現地確認の際に、留意事項に他の担当課が関与する内容が含まれている場合には、大店法担当課のみならず、関係課も一緒に現地確認を行うようにしたい。(会長)

→関係各課了承。

〔総括〕

「マルシヨク健軍」については、緑化を実施しているところではあるが、今後も継続して見守ることとし、「ゆめマート龍田」については今回の報告を持って終了する。

また、「マルシヨク健軍」の駐車場については、今後も継続して同様の事例が発生しないように設置者へ協力依頼を行う。